

札幌市消防局職員の処分について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 事案の概要

被処分者は、2023年7月ごろから2025年5月にかけて、知人女性にSNSのメッセージを送信することについて、当該女性から連絡を拒否する意思表示を受けていたにもかかわらず、一方的かつ執拗にSNSによるメッセージを送る行為を繰り返した。

また、被処分者は、2025年7月9日には電話を掛け、当該女性に身体の安全、住居等の平穏が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせたとして、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき、同年8月7日付けで北海道警察から警告書を交付された。

このことは、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反し、消防職員としてあるまじき行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

2025年9月19日（金）

3 被処分者

消防局南消防署 消防司令補（一般職） 男性 40歳代

4 処分内容

戒告